

南丹市立障害者支援施設運営

委員会

議 事 録

南丹市立障害者支援施設運営委員会事務局

(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和2年度第2回南丹市立障害者支援施設運営委員会議事録

1. 招集年月日 令和2年11月26日(木)
2. 開催年月日 令和2年12月15日(火) 午前10時～
3. 開催場所 南丹市日吉支所 3階 第1会議室

4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名

- (1) 委員の総数 15名
- (2) 出席者数 13名
- (3) 出席した委員の氏名(敬称略)

役職	氏名	選出区分	出欠	備考
委員長	八木 節子	社会福祉関係者	○	
副委員長	塩貝 潔子	社会福祉関係者	○	
委員	平井 喜代子	障害福祉関係者	○	
委員	船越 昭	障害福祉関係者	×	
委員	塩貝 範子	障害福祉関係者	○	
委員	木村 孝子	障害福祉関係者	○	
委員	谷口 和隆	社会福祉関係者	○	
委員	坪井 秀粹	社会福祉関係者	○	
委員	奥村 史代	障害福祉関係者	○	
委員	宇野 弘一	障害福祉関係者	○	
委員	平家 佐織	事業利用者家族の会	○	
委員	湯浅 徳子	事業利用者家族の会	○	
委員	山内 正	学識経験者	○	
委員	井尻 治	学識経験者	○	
委員	麻田 育良	市議会議員	×	
合計	15名		13名	

5. 傍聴者数 0名

6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

司 会	<p>失礼いたします。定刻となりましたので、ただ今から南丹市立障害者支援施設運営委員会を開会させていただきます。</p> <p>司会を務めさせていただきます南丹市社会福祉課 課長の矢田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>この委員会は、南丹市立障害者支援施設条例に基づき設置するものでございます。</p> <p>本日は、15人の委員のうち、13人にご出席いただいておりますので、南丹市立障害者支援施設条例第11条第2項に定める過半数以上の出席となっておりますので、本委員会は成立していることを報告いたします。</p>
司 会	<p>それでは開会にあたり、八木委員長からご挨拶をいただきます。</p>
委員長	<p>本日、皆さまには大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>日頃は、委員の皆様には、それぞれのお立場で利用者の立場に沿ってご支援いただき、ありがとうございます。また、市、社会福祉協議会、施設の職員方には、利用者が安心安全に仕事ができるようご配慮いただきありがとうございます。</p> <p>本日の会議が円滑に進むようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>南丹市立障害者支援施設条例第11条第1項の規定により、八木委員長に議長をお世話になりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは議長を務めさせていただきますので、円滑な議事の進行に、ご協力をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「3. 報告事項」施設の運営状況について、に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>南丹市社会福祉協議会自立支援部の松本でございます。常日頃から運営委員の皆様にはお世話になり、ありがとうございます。</p> <p>本年度の施設の運営状況について報告させていただきます。</p> <p>本年は新型コロナウイルス感染症の影響が大変大きく、年度当初から利用自粛等もあり、通所率が下がりましたが、両施設とも休業することなく安全対策を講じながら運営を行ってまいりました。利用者様も6月以降は安定的に通所されています。新型コロナウイルスによる企業の事業低迷のために就労支援事業へも打撃を受けましたが、職員の工夫などもあってその中でも作業の</p>

	<p>提供を行ってまいりました。こういった状況の中でも事業の継続が無事のできたのも、利用者家族、関係機関皆様の協力あつてのことです。また、府、市からコロナウイルスの影響による就労支援事業低迷に係る補助金もいただき、利用者の工賃に反映できたことを嬉しく思います。</p> <p>ひより舎については、京都府の農福連携事業の活用により新規事業の立ち上げができました。今年10月から厨房改修等着工し、11月に完成したところです。以前より計画してきた焼き菓子を本格的に新たな事業として質の高いものができるよう進めています。11月よりパティシエの方に指導を受け、担当職員や担当利用者が質の良い商品を提供できるように頑張っています。また、ひより舎のカラーを反映したパッケージデザインには、本委員会委員でもある湯浅徳子さんにひより舎らしいデザインを考えていただきました。今後市場に出て皆様に喜んでもらえるよう職員と利用者とともに更に頑張っていきたいと思います。</p> <p>あじさい園についても、コロナウイルスの影響により行事が中止、延期になっておりますが、今年にあじさい園設立から20年を迎える節目の年であり、3月6日（土）午前中に氷室の郷で記念催事を小規模で行う予定です。</p>
委員長	事務局の説明に対して、ご意見やご質問はございませんか。
委員	特になし
議長	<p>特にないようですので、3. については、終了いたします。</p> <p>続きまして「4. 協議事項」1) 障害者支援施設運営委員会小委員会の運営について、に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。南丹市社会福祉課の矢田から説明させていただきます。</p> <p>前回の委員会で小委員会の運営についてしっかり示すようにとご意見をいただきましたので、資料にてお示しさせていただきます。</p> <p>全体会では、全体で審議することの審議と小委員会への付託ということで、施設ごとに協議した方がより各施設の実態に即した意見・決議が得られると判断される事項については、全体会のレジメの中で明示し、全体会の中で小委員会への付託事項を確認いただき、その後付託された事項を小委員会で協議いただき、調査・審議等いただきます。例としては夏季冬季賞与の配分についてを協議いただけたらと思います。以上小委員会についてこのようにさせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明に対して、ご意見やご質問はございませんか。</p>
井尻委員	小委員会へ付託された内容の審議の結果は、全体会へ報告するのですか。
事務局	施設ごとに状況が違うので、付託した内容をそれぞれの小委員会で協議い

	<p>ただき、決定いただければと考えております。</p>
谷口委員	<p>前回、前々回にお尋ねした、お願いした内容の整理はいただけたと思うが、小委員会に付託する中身については、前回のような施設の定員の変更など施設の管理運営に関わる部分についても小委員で決定するのですか。</p>
事務局	<p>そういった内容については小委員会に付託せず、全体会で協議させていただけたらと思います。また、小委員会へ付託する内容については全体会レジメでお示しするので、その中でご確認いただければと思います。</p>
議長	<p>他にご意見やご質問はございませんか。</p> <p>特にないようですので、協議事項 1) については、終了いたします。</p> <p>続きまして協議事項 2) 各事業所の工賃支給規程の改正(案)について、に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>南丹市社会福祉協議会事務局長榎原でございます。平素は、あじさい園、ひより舎の運営に別格のご理解ご協力いただき、ありがとうございます。</p> <p>工賃規程については、それぞれ成り立ちや歴史も違い、工賃規程についてもそれぞれ独立しており、施設の特性に合った形で規程してきたが、時間も経ち、両施設とも南丹市社会福祉協議会が運営する施設であるにも関わらず、各施設間で考え方が違うという点に関しては、ある一定の基準を設ける必要があるのではないかと内部で協議を重ねました。なお、賃金単価の金額については、徐々に状況を勘案しながら統一をしていこうという大きな考え方があることをご理解いただきたいと思います。工賃規程については、南丹市社会福祉協議会が責任を持って作成をする建付けです。したがって工賃規程の改定は法人の理事会での手続きをもって正式に決定します。その前にこの運営委員会にてご意見を伺い、そのご意見を元に更に内部で協議させていただき、令和3年3月開催予定の理事会に諮る予定です。なお、施行は令和3年4月1日を目指しています。</p> <p>大きな指針としては工賃、手当の支給に関しては同じ法人として両施設でできる限り同じ考え方で決定をしたいということで作成しておりますが、基本的にそれぞれの工賃の考え方については、できる限り踏襲しております。</p> <p>まず、あじさい園の現行の工賃規程の第4条には措置時代に定めた静養休暇という規定があります。言葉が適切かどうか分かりませんが、一般の労働という年次有給休暇に類するものです。一見、一般就労のような考え方を導入していて良い制度ではないかという議論もあったが、自立支援法の制定により事業所と通所者は対等な関係のもとサービスを提供する側と受ける側という考え方ですので、通所を妨げることになるのではないかという考え方が出てきました。また、こちら言葉が適切でないかもしれませんが、逆に差</p>

別になるような条文である可能性が出てくるのではという意見もいただきました。近隣の同様の施設も調べてみましたが、自立支援法が成立した時点で、静養休暇という考え方はやめたとのことでした。あじさい園家族会の方に家族としてどうかと投げかけさせていただいたところ、一定ご理解いただいたうえで、本人達にも聞いてほしいという声もあり、本人方にも意見を聞き、一定理解を得られると判断させていただきましたので、4条の静養休暇については廃止をさせていただきます。

また、現行の6条に定める工賃の単価についてです。施設それぞれ工賃単価が異なります。作業については、内容にあまり差がない部分ですが、なぜ違うのかというと、様々な手当、賞与の配分の比率などがこれまでの歴史的に違うという部分があります。トータルで均すと1人の平均支給工賃額はあまり変わらないが、その支給の仕方が工賃で支給するのか、賞与や手当で割るのかという違いがあります。当初は同作業であれば工賃の統一ができないかと検討したが、やはり通所者の方は長年その単価でもって生活のサイクルを持っておられるので、時間をかけて少しずつ両施設が歩みよって統一できる時が来ればしたいと思っております。あとは表現の方法など変えております。あじさい園は、作業ごとに工賃単価を切り分けております。これまでは作業ごとに列挙していましたが、基本1時間ごとに100円ということを基準にし、それ以外の特別な作業については工賃単価を設定するという考え方で現在もおりますので、それであれば特別なものを列挙しそれ以外のものは100円とする形で整理をさせていただき、単価の中身については触っていません。ただし、各種納品作業については、1時間50円としていましたが、1時間100円の単価に変更しています。ひより舎については、作業種別なくこれまでより作業単価140円です。

また、あじさい園の第4条第4項に「一時的に著しく負荷のかかる作業に従事した通所者については、その従事した作業の1時間あたりの工賃に50円を上限に増額して算定し支給する」となっています。例えば、納期が非常に短いものなど、かなり納期を意識して作業をしないといけない場合などに、工賃に上乘せをして支給ができるという仕組みです。ひより舎については従前よりこの形でやってきております。

次に、手当についてですが、内部でもかなり協議をさせていただきました。最終的には精勤手当という名称に統一して、通所一日あたりの金額を定めるようにしております。頑張って通所された方については手当を支給しようというものです。これまでは1か月単位で通所率なども考えながら金額を割り出してきたのですが、それぞれの通所者において1か月に来られる日数がそ

	<p>れぞれにおいてまちまちで、1日来られたらいくら、という方が個々に合ってくるだろうという考え方で整理させていただきました。手当の金額が違うのは、これまでの方針なども勘案して今の施設に見合った形で金額を割り出しておりますことをご理解いただけたらと思います。</p> <p>それから、支給日についてです。これまで12日にしていましたが、定期の支払い期日であったり、工賃や手当の計算が12日では支給日までの期間が短く、ミスも起こしやすいということもあり、安定的に計算できるように15日にさせていただきたいと思います。これまでから3日ずれることになるので、利用者にはどのように考えるかということで現場でそれぞれお尋ねし、基本的にはご理解いただいたうえで運用をしていきたいと思います。</p> <p>次に、賞与の考え方についてですが、支給月の賞与はどの期間までの分が計算対象になるのかということが両施設で違い、例えばあじさい園は11月から4月までの期間が請求対象で年度をまたいでおりましたので、年度ごとに精算までできるように両施設とも支給対象期間は支給月直前の10月から3月、4月から9月の半年間とし切り分けをさせていただきます。ただし、その半年に収益が大きく下がるようなことがあれば賞与が支払えない事態になってしまうので、年間トータルで見れるようにしたいと思います。また、賞与の計算式の表現を変えておりますが、考え方としては従来通り就労支援事業の収益から必要な経費と毎月の支払い工賃を除いて出た収益を分配する形です。それぞれ作業に携わられた時間数は利用者によって異なりますので、それぞれの工賃への平均を出し、それを案分する形で、それを計算式の表したものが規程にあるものになります。あじさい園であれば、改正後の規定の第8条で手続きとしては、その内容を明らかにして運営委員会に意見を求め、委員会からの答申を尊重し、法人理事会の同意を得て行うとします。</p> <p>最後に、運用上これまでから行っていますが、あじさい園でいうと第9条の工賃変動積立金があります。今年のコロナ禍のように非常事態が起こった時にも一定安定して工賃が支給できるように無理のない範囲で積立金を確保しておき、また、精算については、年度ごとに3月末時点で収支の状況を見て、積立ても行ったうえでなお余剰金がでた場合は通所者に還元するというのを規程しています。また、規程に定めのない事態が発生した場合は運営委員会に意見を求めたうえで法人で責任をもって対処をさせていただきたいと思います。以上です。</p>
八木委員	<p>静養休暇が通所を阻むということについて、もう少しご説明いただけますか。</p>

事務局	<p>ひとつの考え方としてご意見があったことをご理解いただきたい。静養休暇は、休みを取ることができて工賃が支給できるという仕組みだが、通所しなくても工賃が得られるとなると、じゃあ通所しなくてもいいのではと意欲を削ぐことになるのではという意見です。法改正により契約によるサービスの提供という考え方になっている中では、施設側が通所を阻んでしまうような仕組みは好ましくないという考え方が主流になっています。例え的に年次有給という言葉を使いましたが、あくまでも労働者と雇用者という関係ではなく、一般就労に向けた職業訓練指導をする施設ですので、やはり本人たちのやる気などを伸ばしていくことに主眼をおいていることをご理解いただきたい。</p>
議長	<p>他にご意見やご質問はございませんか。 特にないようですので、4. については、終了いたします。 続きまして5. 小委員会付託事項 について、に入ります。 今回の小委員会については、「八木障害者支援施設、日吉障害者支援施設の冬季賞与の配分」について協議いただきますので、よろしくお願ひします。 続きまして6. その他、に入ります。事務局から何かありますか。</p>
議長	<p>他にご意見やご質問はございませんか。 特にないようですので、6. その他、に入ります。各委員や事務局から何かございますか。</p>
委員	特に無し。
事務局	特に無し。
議長	<p>それでは、特に無いようですので、これで議長を降壇して、以後の進行を司会にお返ししたいと思います。 議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p>
司会	<p>八木委員長、円滑な議事進行、ありがとうございました。 それでは、閉会にあたりまして、塩貝副委員長からごあいさつをいただきます。</p>
副委員長	<p>失礼します。本日はこの冬一番の寒波、またコロナ禍第3波の中、お出ましくにくい時期にご出席いただき、ありがとうございました。 本日協議いただいた内容は、非常に重要な案件であったと思います。一点目は、小委員会と全体会の関係について課題提起いただいたことについて事務局で整理いただきました。全体会の中では、運営に関わる重要事項について話をし、その中で個別案件については小委員会に付託するという流れを作っていたかと思ひます。一人でも多くの委員様のご意見をいただき、より良い運営につなげていきたいと思ひます。</p>

	<p>また、工賃規程についても懸案事項であったと思います。同じ南丹市立障害者支援施設である中で差が生じないように統一できるところは統一して、まだまだ統一できないところがありますが、利用者にとってどちらの施設を選んでも差が生じない形でより良い施設になることを願っております。</p> <p>以上で閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
司 会	<p>以上をもちまして令和2年度第2回南丹市立障害者支援施設運営員会を閉会させていただきます。</p>